市川市建設工事総合評価競争入札特別簡易型試行実施要領

（目的）

第１条　この要領は、本市が発注する建設工事に対して適用するものであって、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）及び同法第９条第１項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成１７年８月２６日閣議決定）に基づき、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下この条において「施行令」という。）第１６７条の１０の２（施行令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する入札（総合評価競争入札）のうち、企業の施工能力及び当該建設工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力等並びに価格を総合的に評価する方法（以下「特別簡易型」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入札の公告及び入札通知書に掲げる事項）

第２条　市長は、特別簡易型による総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行うときは、技術提案等（入札参加者が提示する技術提案及び施工計画をいう。）に係る規定を除き、市川市建設工事等総合評価競争入札実施要綱第３条に規定する事項を公告し、又は入札通知書により各入札指名者に通知しなければならない。

（技術資料の提出）

第３条　特別簡易型による総合評価競争入札に参加しようとする者は、発注する建設工事ごとに、次の各号に掲げる総合評価に係る資料（以下「特別簡易型に係る技術資料」という。）のうち、市長が指定する当該各号に定める事項を記載した資料を市長に提出するものとする。

(1) 企業の施工能力に係る資料　同種若しくは類似の工事の施工実績、工事に対する表彰の有無又はＩＳＯ９００１若しくはＩＳＯ１４００１の取得の有無その他の企業の施工能力に係る事項

(2) 配置予定技術者の能力に係る資料　配置予定技術者の資格、同種若しくは類似の工事又は表彰を受けた工事に従事した経験その他の配置予定技術者の能力に係る事項

(3) その他の資料　その他評価項目について審査及び評価するために市長が必要があると認める事項

２　前項の特別簡易型に係る技術資料の提出については、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる媒体に保存し、これを提出することにより行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、当該総合評価競争入札が電子入札で行われるときの特別簡易型に係る技術資料の提出については、電子入札システムを利用して当該資料を送信することにより行うものとする。この場合において、当該資料に係る容量が電子入札システムを利用して送信することができる容量を超えるときは、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる媒体に保存し、これを提出することにより行うものとする。

４　市長は、特別簡易型に係る技術資料の提出期限後においては、提出された当該資料の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、提出された当該資料の内容について、入札

参加者に対し聞き取りを行ったときは、この限りでない。

（評価項目、配点及び評価基準の設定）

第４条　市長は、建設工事の目的、内容及び技術的な特性に応じ、入札参加者に求める当該建設工事における特別簡易型に係る技術資料の内容を検討し、評価項目、配点及び評価基準を設定するものとする。

２　市長は、評価項目の設定に当たっては、原則として特定の要素のみが評価の対象とならないように配慮するものとする。

３　市長は、評価項目の内容及び重要性に応じて配点を定めるものとする。

４　市長は、評価項目、配点及び評価基準を設定するときは、市川市建設工事等請負業者資格審査会運営要綱（昭和３９年４月１日施行。以下「運営要綱」という。）第１条に規定する市川市建設工事等請負業者資格審査会の審査を経るものとする。

（総合評価の方法）

第５条　特別簡易型による総合評価競争入札において、価格及び価格以外の要素を総合的に評価する方法は、次の各号に掲げるいずれかの方式による落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとし、これらの方式の内容は、当該各号に定めるところによる。

⑴　除算方式　特別簡易型に係る技術資料の内容に応じて与えられる得点（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除する方式をいう。

⑵　加算方式　技術評価点と価格評価点（入札価格に対する得点をいう。）を加える方式をいう。

２　技術評価点は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

⑴　除算方式　標準点を１００点とし、これに特別簡易型に係る技術資料の評価に基づき与えられる加算点を加えた得点とする。

⑵　加算方式　特別簡易型に係る技術資料の評価に基づき与えられる点数を換算した得点とする。

３　前項第１号に規定する加算点は、評価点（個々の評価項目において技術力等に応じて与えられる点数をいう。）の合計を換算した得点とする。

（落札者の決定）

第５条　市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定するものとする。

⑴ 申込みに係る価格が予定価格を超えていないこと。

⑵ 申込みに係る価格が、市川市低入札価格調査制度に関する要綱（平成２２年５月１日施行）第３条第３項に規定する失格に該当しないこと。

⑶　除算方式により評価値を求める場合にあっては、当該評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

(4) 申込みに係る価格が市川市財務規則第９８条の２第１項（同規則第１１０条において準用する場合を含む。）に規定する一般競争入札に係る調査基準価格に満たない場合は、市川市低入札価格調査制度に関する要綱第８条に規定する市川市低入札価格調査委員会の審査において落札者とすべきと判定されていること。

２　市長は、評価値の最も高い者が２人以上ある場合において、当該者の技術評価点に違いがあるときにあっては当該技術評価点の高い者を落札者として決定し、当該技術評価点に違いがないときにあっては当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（技術評価確保のための措置）

第６条　市長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、競争参加資格停止等の措置を行うことができる。

２　前項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用するものとする。

３　市長は、総合評価競争入札の方法による契約の契約書には、前２項に掲げる措置の内容を明記するものとする。

（特別簡易型に係る技術資料の取扱い）

第７条　市長は、特別簡易型に係る技術資料を、入札参加者の資格の審査及び当該資料の評価以外の目的に利用してはならない。ただし、当該資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

２　市長は、入札参加者から提出された特別簡易型に係る技術資料は、公表しないものとする。

（特別簡易型に係る技術資料の作成費用）

第８条　特別簡易型に係る技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（入札結果の公表）

第９条　市長は、特別簡易型による総合評価競争入札により落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　建設工事の名称

(2)　工事（施行）場所

(3)　特別簡易型による総合評価競争入札の方法によった旨

(4)　評価項目、配点及び評価基準

(5)　入札参加者の入札金額、価格評価点、技術評価点及び評価値

(6)　総合評価競争入札の結果

(7)　契約金額

(8)　予定価格及び基準評価値

(9)　調査基準価格

(10) 失格判定基準価格

(11) 発注担当課（建設工事の発注を担当する課）

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、特別簡易型による総合評価競争入札の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この要領は、平成２６年１２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の規定は、令和５年４月１日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。